

有宸筆宣命、十八日壬辰、大祓、伊勢使復命、

〔神宮雜例集〕内侍所事

神宮記云、寬弘二年乙巳十一月十五日、内裏燒亡、而去天德四年以來、度々内裏燒亡之間、不被燒給留内侍所神鏡、今度燒亡、爾被燒損給、因茲件神鏡改、而可被奉鑄替之由、且被行陣定、且可被卜筮吉

凶於神祇官陰陽寮之由、公卿僉議之間、各勘奏云、件神鏡者、是非人間之所爲、既天地開闢之初、當於

高天原天、鏡作神乃遠祖天香山命乃八百萬皇神達共爾、以銅天鑄造之神鏡也、命云、天香山或云、天香山

元三面也、廣皆方尺、而一面坐伊勢國須、一面坐紀伊國須、一面坐内侍所、是件鏡也、具見于日本紀以之謂之、

件神鏡、改而被奉鑄替之事未分明也、縱件御鏡雖被燒損給、尤可被奉鎮安置於本所也者、仍元神鏡

御坐也云々、同年十二月十四日、公卿勅使參宮、參議左大辨從三位藤原朝臣行成王○王恐中臣忌

部卜部等也、是内裏燒亡之時、件神鏡被燒損給事、所被謝申也、○又見大神宮諸雜事記、

〔古今著聞集〕神祇内侍所は、○中寬弘のせうまうには、やけ給たりけれども、すこしもかけさせ給

はざりけり、其時の公卿勅使行成卿なり、宸筆の宣命はこの御時はじまれり、長久燒亡にぞやけ

そんせさせ給にける、それよりそのやけさせ給ひたる灰をとりて、からびつに入奉りて、いまお

はします是也、世のくだりさま神鏡の御さまにてみえたり、神威いつとても、なほかはかはり給

ふべきなれども、世のくだり行さまをえめし給ふゆゑに、かくなりゆかせ給ふにこそ、今行末い

かならん、かなしむべきこと也、

○按ズルニ、寬弘ノ燒亡ニ、少シモ缺ケズト云フハ誤ナリ、前後ニ引ケル、日本紀略等ノ諸書ニ

就キテ見ルベシ、

〔日本紀略〕十一條寬弘三年六月十三日癸未、仰諸道令勘神鏡、燒損可改鑄否事、七月三日癸卯、召仰

公卿於御前、令定申諸道勘申神鏡事、不可改鑄之由群議了、